

災害による被災者のための入浴支援マニュアル



平成29年9月
(令和3年3月一部改訂)
熊本県薬務衛生課

目 次

はじめに	1
第1章 無料入浴サービス提供事業の基本的な考え方	2
第2章 無料入浴サービス提供事業の流れ	3
第1節 災害発生から事業実施・終了までの流れ	
第2節 主体別取組内容	
第3節 業務フロー図	
第3章 災害が発生したときの対応	7
第1節 協力公衆浴場の確保	
第2節 被災者への周知	
第3節 無料入浴サービスの提供	
第4節 利用料金の支払い	
第5節 事業終了の決定及び周知	
第6節 その他	
第4章 平常時の対応	13
第1節 県が行うこと	
第2節 市町村が行うこと	
第3節 公衆浴場組合が行うこと	
第4節 公衆浴場が行うこと	
様式集	14

～はじめに～

本マニュアルは、災害救助法の適用を受ける水害及び地震等の災害（県内の複数の市町村に災害救助法が適用される災害に限る。）が発生した場合に、同法で規定する避難所における入浴施設の補助として、入浴ができない者を対象に提供する無料入浴サービスを円滑かつ迅速に実施するための手順を示したものです。なお、入浴ができない者とは、災害により被災した者のうち、避難所や車中等で生活している者、又は入浴施設が被災するなどして入浴ができない者をいいます。

第1章 無料入浴サービス提供事業の基本的な考え方

1 無料入浴サービス提供事業とは

災害救助法の適用を受ける災害の発生により、県内の区域で被害が生じた場合において、熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「公衆浴場組合」という。）及び公衆浴場の協力を得て、入浴ができない者に対して無料入浴サービスの提供を行うもの。

2 災害救助法における位置づけ

災害救助法第4条第1項第1号に規定する「避難所」の入浴施設の補助として運営の支援を行うもの。

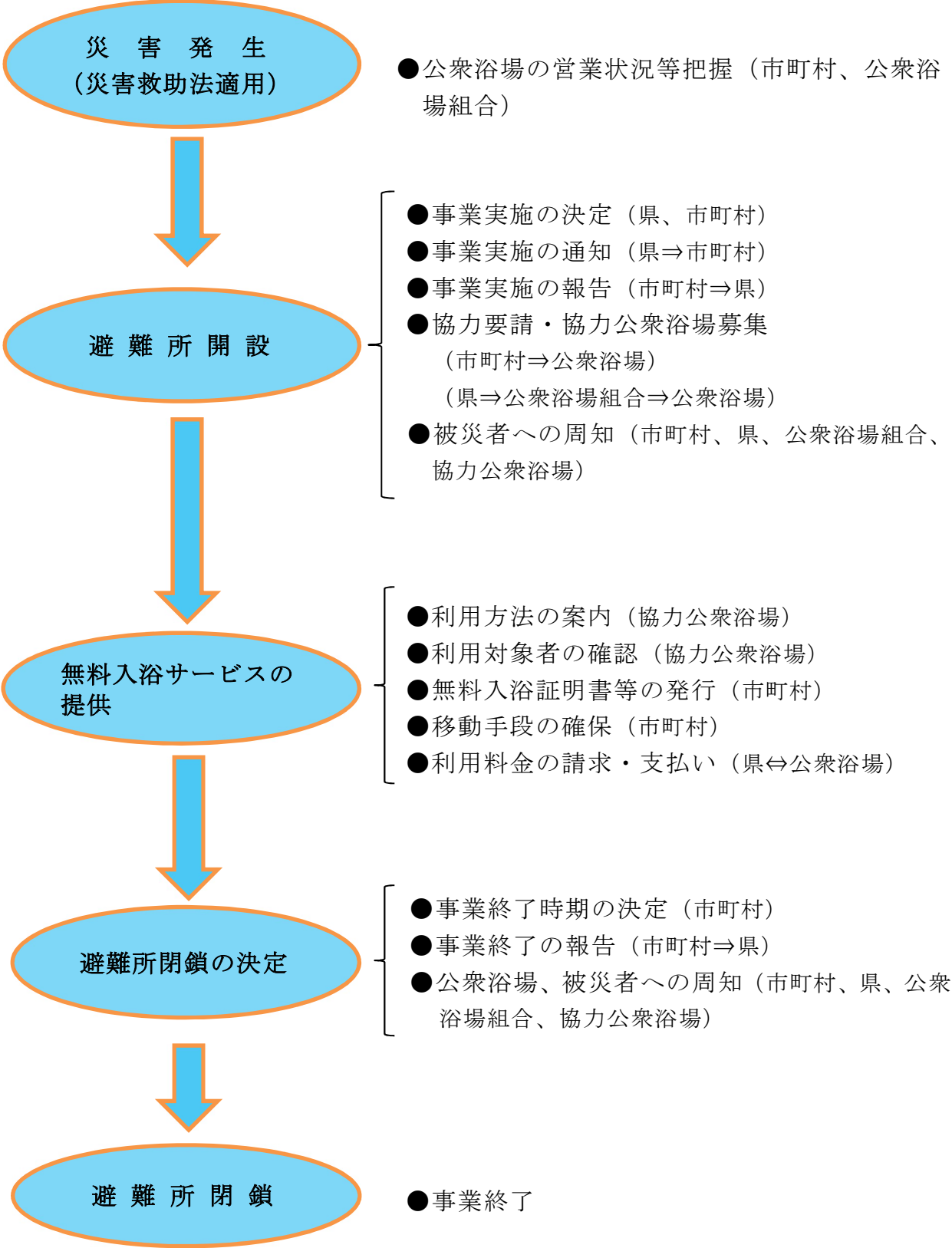
3 入浴ができない者とは

災害により被災した者のうち、避難所や車中等で生活している者、又は入浴施設が被災するなどして入浴ができない者



第2章 無料入浴サービス提供事業の流れ

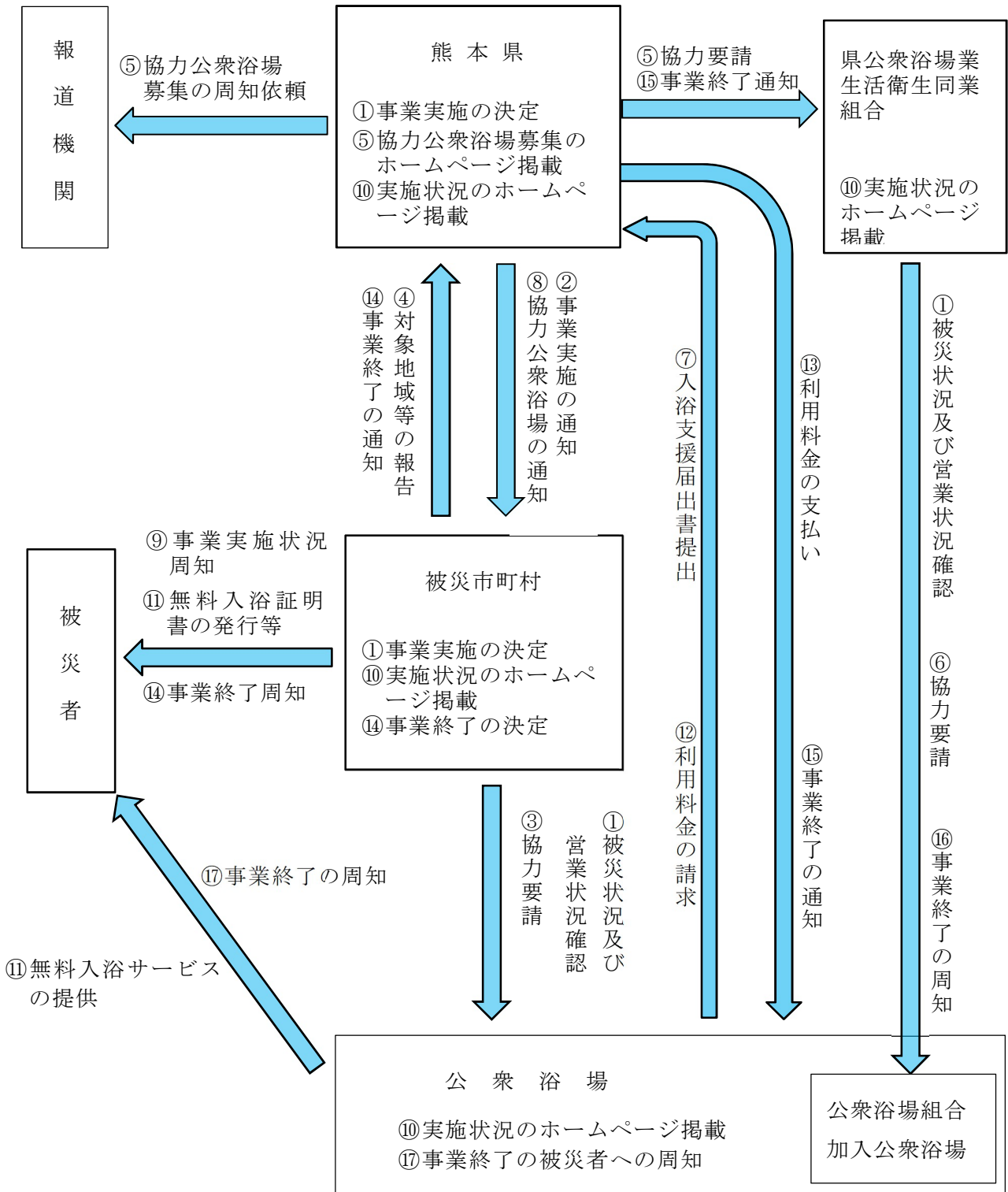
第1節 災害発生から事業実施・終了までの流れ



第2節 主体別取組内容

項目	県	被災市町村	公衆浴場組合	協力公衆浴場
協力公衆浴場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施の決定 ●被災市町村へ事業実施を通知 ●公衆浴場組合へ協力を要請 ●協力公衆浴場の募集(ホームページ掲載等) ●被災市町村へ協力公衆浴場を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆浴場の営業状況等把握 ●事業実施の決定 ●県へ事業実施を報告 ●公衆浴場へ協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合加入公衆浴場の営業状況等把握 ●組合員へ協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●県へ入浴支援届出書を提出 ●無料入浴サービスの準備
被災者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページへの掲載 ●報道機関を通じての周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所等への掲示 ●ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページへの掲載 ●公衆浴場内での掲示
無料入浴サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者へ営業時間等変更内容の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●移動手段の確保 ●無料入浴証明書等の発行 ●被災者へ営業時間等変更内容の周知 		<ul style="list-style-type: none"> ●利用方法の案内 ●利用対象者の確認 ●混雑の回避 ●営業時間等変更の連絡
利用料金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ●協力公衆浴場へ利用料金を支払い 			<ul style="list-style-type: none"> ●日計表の作成 ●県へ利用料金を請求
事業終了	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆浴場組合及び協力公衆浴場へ事業終了を通知 ●被災者へ事業終了を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業終了の決定 ●県へ事業終了を通知 ●被災者へ事業終了の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者へ事業終了を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者へ事業終了を周知

第3節 業務フロー図



【対象者】

災害により被災された方のうち避難所や車中等で生活している方、又は自宅の入浴施設が被災するなどして入浴できない方

業務フロー図の項目説明

- ①
 - ・ 県は、県内の被災状況や災害救助法の適用状況をもとに、被災市町村と協議の上、無料入浴サービスを実施するかどうかの意思決定を行う。
※対象者、実施期間、利用方法、利用料金を決定する。
 - ・ 被災市町村は、市町村内の被災状況及び営業状況を確認し、県と協議の上、無料入浴サービスを実施するかどうかの意思決定を行う。
※実施する場合は、対象地域、実施期間を決定する。
 - ・ 公衆浴場組合は、組合員に対して被災状況及び営業状況を確認する。
- ② 県は、被災市町村に無料入浴サービスの実施を通知する。
- ③ 被災市町村は、自市町村内及び周辺の公衆浴場に無料入浴サービス実施の協力を要請する。
- ④ 被災市町村は、県から事業実施の通知があったときは、無料入浴サービスの実施の有無及び事業の対象地域を県に報告する。
- ⑤ 県は、事業の対象地域が広範囲に及ぶときは、ホームページ掲載や報道機関を通じて協力公衆浴場を募集するとともに、必要に応じ、公衆浴場組合に対して無料入浴サービス実施の協力を要請する。
- ⑥ 公衆浴場組合は、組合員に対して無料入浴サービス実施の協力を要請する。
- ⑦ 協力公衆浴場は、入浴支援届出書に必要事項を記載して県に提出する。
- ⑧ 県は、被災市町村に、協力公衆浴場を通知する。
- ⑨ 被災市町村は、無料入浴サービスの実施状況を被災者に周知する。
- ⑩ 県・被災市町村・公衆浴場組合・協力公衆浴場は、実施状況をホームページに掲載し、被災者に周知する。
 - ⑪
 - ・ 被災市町村は、対象者に無料入浴証明書の発行等を行う。
 - ・ 協力公衆浴場は、対象者に無料入浴サービスを提供する。
※利用者に利用方法を案内するとともに、対象者であることを無料入浴証明書等で確認する。
※必要に応じ、避難所避難者と在宅等避難所の入浴時間を分けるなど、多くの被災者が利用できるように努める
- ⑫ 協力公衆浴場は、受付票と日計表を添付の上、利用料金の請求書を県に提出する。
- ⑬ 県は、請求書等の内容を確認し適当と認めるときは、利用料金を協力公衆浴場に支払う。
- ⑭ 被災市町村は、公衆浴場を入浴施設として利用する必要がないと判断し、事業の終了時期を決定したとは、事業終了前に県に通知するとともに、被災者に周知する。
- ⑮ 県は、被災市町村から事業終了の報告があったときは、公衆浴場組合及び協力公衆浴場にその旨通知する。
- ⑯ 公衆浴場組合は、県から事業終了の通知があったときは、その旨組合員に周知する。
- ⑰ 協力公衆浴場は、被災市町村等から事業終了の通知があったときは、その旨被災者に周知する。

第3章 災害が発生したときの対応

第1節 協力公衆浴場の確保

1 県が行うこと

(1) 事業実施の決定（業務フロー図の①）

- ・災害救助法の適用状況等をもとに、災害救助法の適用を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）と協議の上、無料入浴サービスを実施するかどうかの意思決定を行う。無料入浴サービスを実施する場合は、あらかじめ対象者、実施期間、利用方法、利用料金を定めるものとする。

<対象者等の例>

ア 対象者

被災市町村において、災害により被災された方のうち、避難所や車中などで生活している者又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴できない者。

イ 実施期間

災害救助法に基づき定められた救助の期間内において対象者を受入れた日から、応急仮設住宅等の整備に伴い避難所が閉鎖され、公衆浴場を入浴施設として利用する必要がなくなるまでの期間をめどとする。ただし、被災市町村等からの協力要請又は県の募集に応じ無料入浴サービスを実施する公衆浴場（以下「協力公衆浴場」という。）が無料入浴サービスを終了するときは、当該終了日までとする。

ウ 利用方法

対象者は、利用時に市町村が発行する無料入浴証明書等を提示するとともに、協力公衆浴場に設置された受付票に住所、氏名、年齢（学生の場合は学年も）等を記載し、無料入浴サービスの提供を受ける。

※受付票については、県から示される様式を基本とするが、協力公衆浴場が必要に応じ、変更することも可とする。

エ 利用料金（県が負担する経費）

協力公衆浴場における平常時の料金の範囲内とする。ただし、リゾート型の入浴施設等で料金が他の公衆浴場と比較して著しく高額な場合は、災害救助費で負担することができない場合もあるため、事前に県との協議が必要。

(2) 事業実施の通知（業務フロー図の②）

- ・無料入浴サービス事業の実施を決定したときは、別記第1号様式により被災市町村に通知する。

<通知事項>

ア 対象者

イ 実施期間

ウ 利用方法

エ 利用料金（県が負担する経費）

(3) 協力要請等（業務フロー図の⑤）

- ・災害の規模により事業の対象地域が広範囲に及ぶ場合は、県ホームページへの掲載や報道機関を通じ無料入浴サービスの協力公衆浴場を募集するとともに、必要に応じ、公衆浴場組合に対して無料入浴サービス実施の協力を要請する。

(4) 協力公衆浴場の通知（業務フロー図の⑧）

- ・協力公衆浴場から4の(1)に規定する入浴支援届出書の提出があったときは、その旨被災市町村に通知する。

2 被災市町村が行うこと

(1) 事業実施の決定（業務フロー図の①）

- ・自市町村内に所在する公衆浴場の被災状況及び営業状況を把握する。
- ・自市町村内の被災状況及び営業状況を確認し、県と協議の上、無料入浴サービスを実施するかどうかの意思決定を行う。

(2) 協力要請（業務フロー図の③）

- ・無料入浴サービスの実施を決定したときは、自市町村内及びその周辺の必要な範囲の公衆浴場（原則、公衆浴場業法に基づく営業許可を取得している公衆浴場に限定。被災状況により周辺に実施可能な公衆浴場がなく、日帰り入浴を実施している旅館・ホテルで実施を検討する場合は別途県と協議を行うこと。なお、支援対象者を含めた利用者の過半数が宿泊者以外となる場合は、公衆浴場業の許可を要するため、事前に許可を取得する必要がある。）に対して無料入浴サービス実施の協力を要請する。なお、営業許可取得の有無は、許可権者（熊本市内の公衆浴場については熊本市、それ以外は熊本県）に確認するものとする。

<協力要請時の説明事項>

ア 対象者

イ 実施期間

ウ 利用方法

エ 利用料金

※ア～エについては、県からの事業実施の通知に記載されているとおりとする。なお、受付票の年齢（学年）欄については、利用料金を算定する際に必要となるため、正確に記載するよう指導する。

(3) 県への報告（業務フロー図の④）

- ・県から無料入浴サービス実施の通知があったときは、無料入浴サービスの実施の有無、実施期間及び対象地域等を、別記第2号様式により県に報告する。

3 公衆浴場組合が行うこと

(1) 営業状況等の把握（業務フロー図の①）

- ・組合員である各公衆浴場の被災状況及び営業状況を把握する。

(2) 協力要請（業務フロー図の⑥）

- ・県から無料入浴サービス実施について協力要請があったときは、速やかに組合員である各公衆浴場に対して無料入浴サービス実施の協力を要請する。

4 協力公衆浴場が行うこと

(1) 入浴支援届出書の提出（業務フロー図の⑦）

- ・無料入浴サービスを実施する前に、入浴支援届出書（別記第3号様式）に必要事項を記入して県に提出する。

(2) 無料入浴サービスの準備

- ・公衆浴場に被災者の受付場所及び受付票（別記第4号様式）を準備する。

第2節 被災者への周知

1 被災市町村が行うこと（業務フロー図の⑨、⑩）

- ・無料入浴サービスの実施状況について、避難所や協力公衆浴場への掲示、ホームページへの掲載、チラシの配布等により被災者に周知する。

<周知内容>

- ア 対象者
- イ 協力公衆浴場の所在地、名称、営業時間
- ウ 利用方法
- エ 実施期間等

2 県が行うこと（業務フロー図の⑩）

- ・被災市町村に協力し、無料入浴サービスの実施状況について、県ホームページへの掲載により被災者に周知する。また、事業の対象範囲が広範囲に及ぶ場合は、報道機関を通じて無料入浴サービスの実施状況を周知する。
※周知内容は、被災市町村と同じ。

3 公衆浴場組合が行うこと（業務フロー図の⑩）

- ・協力公衆浴場（組合員に限る。）における無料入浴サービスの実施状況について、ホームページへの掲載により被災者に周知する。
※周知内容は、被災市町村と同じ。

4 協力公衆浴場が行うこと（業務フロー図の⑩）

- ・各協力公衆浴場内の見やすい場所に掲示板を設置するなど、無料入浴サービスの実施状況に係る被災市町村から被災者への情報提供に協力する。
- ・ホームページを開設している協力公衆浴場においては、当該ホームページへの掲載により無料入浴サービスの実施について被災者に周知する。

※周知内容は、被災市町村と同じ。

第3節 無料入浴サービスの提供

1 協力公衆浴場が行うこと（業務フロー図の⑪）

（1）利用方法の案内

- ・利用者に対し、県が定めた利用方法（第1節の1の（1）の＜対象者等の例＞のウを参照）を案内する。

（2）利用対象者の確認

- ・利用者から提示のあった無料入浴証明書等（やむを得ない場合は、運転免許証等の身分証明書で氏名、住所を確認）により当該利用者が無料入浴サービスの対象者であることを確認する。

（3）受付票への記入

- ・利用者に対し、受付票への記入を求め、記載漏れが無いか確認する。
なお、受付票は日ごとに作成すること。

（4）衛生管理の徹底

- ・必要に応じ、避難所入所者と在宅等避難者の入浴時間を分けるなどして混雑を避けたり、1人当たり入浴時間を設定するなど、多くの被災者が入浴できるよう努める。

（5）営業時間等の変更の連絡

- ・営業時間等を変更するときは、原則1週間前までに、県に連絡する。

2 被災市町村が行うこと（業務フロー図の⑫）

（1）移動手段の確保

- ・避難所等に避難している被災者のために、必要に応じバス等を手配するなど、協力公衆浴場までの移動手段の確保に努める。

（2）無料入浴証明書等の発行

- ・無料入浴サービスの対象となる被災者に無料入浴証明書（別記第5号様式）を発行するなど、協力公衆浴場受付における確認作業を簡素化できる取り組みを行う。

※受付票の記入は必須であり省略できないので注意

（3）営業時間等変更内容の周知

- ・営業時間等の変更について、県から連絡があったときは、第2節の1に記載する方法により被災者に周知する。

3 県が行うこと

（1）営業時間等変更内容の周知

- ・営業時間等の変更について、協力公衆浴場から連絡があったときは、速やかに被災市町村、及び公衆浴場組合（組合員である協力公衆浴場に係る変更に限る。）に連絡するとともに、県ホームページへの掲載により被災者に周知する。

(2) 協力公衆浴場への衛生管理指導

- ・本事業により、入浴者数の増加が予想されることから、残留塩素濃度の確認の頻度をあげたり、施設の清掃消毒回数を平常時よりも増やすなど、施設の衛生管理を確実に実施するよう指導する。

第4節 利用料金の支払い

1 協力公衆浴場が行うこと（業務フロー図の⑫）

(1) 日計表の作成

- ・受付票をもとに日計表（別記第6号様式）を作成する。

※受付票及び日計表については、県から示される様式を基本とするが、「大人～小人の区分」及び「単価」については、協力公衆浴場の料金区分に応じて変更すること。

※受付票の人数及び日計表の人数・単価・金額を必ずチェックすること。

(2) 請求書の提出

- ・月ごとの利用料金について、受付票及び日計表を添付の上、原則毎月10日までに別記第7号様式により県に請求する。

※日計表及び請求書の人数・単価・金額を必ずチェックすること。

2 県が行うこと（業務フロー図の⑬）

- ・協力公衆浴場からの請求書等を確認し、請求内容が適当と認められるときは、協力公衆浴場に利用料金を支払う。

第5節 事業終了の決定及び周知

1 被災市町村が行うこと

(1) 事業終了の決定

- ・応急仮設住宅等の整備に伴い避難所が閉鎖されることとなったとき、又は他の入浴施設の確保ができることとなった場合など、協力公衆浴場を入浴施設として利用する必要がないと判断したときは、事業の終了時期を決定する。

※事業の終了時期の決定と併せて、被災市町村内の状況から利用する協力公衆浴場を自市町村内の施設に限定する等、事業の集約についても配慮すること。

(2) 事業終了の周知（業務フロー図の⑭）

- ・事業終了を決定したときは、事業終了前に、別記第8号様式により県に通知するとともに、同内容について、第2節の1に記載する方法により被災者に周知する。

2 県が行うこと（業務フロー図の⑮）

- ・被災市町村から事業終了の通知があったときは、別記第9号様式により公衆

浴場組合及び協力公衆浴場にその旨通知するとともに、第2節の2に記載する方法により被災者に周知する。

- ・被災市町村のすべてにおいて、無料入浴サービスが終了したときは、公衆浴場組合及び協力公衆浴場にその旨通知する。

3 公衆浴場組合が行うこと（業務フロー図の⑯）

- ・県から事業終了の通知があったときは、第2節の3に記載する方法により被災者に周知する。

4 協力公衆浴場が行うこと（業務フロー図の⑰）

- ・県から事業終了の通知があったときは、第2節の4に記載する方法により被災者に周知する。

第6節 その他

- ・県、被災市町村、公衆浴場組合及び各協力公衆浴場は、本マニュアルに定めのない事案が発生した場合は、被災者へ無料入浴サービスが継続して提供されるよう、十分に連携し対応するものとする。
- ・県、各協力公衆浴場は、個人情報の取扱いについては、個人情報流出することのないよう万全な管理を行う。

第4章 平常時の対応

第1節 県が行うこと

- ・災害時に本事業が円滑に実施されるよう、市町村及び公衆浴場組合に対して定期的に事業内容の周知を行う。
- ・組織改編等により市町村の担当課に変更があった場合でも、緊密な連携のもと本事業が迅速かつ適正に遂行できるよう、毎年度当初に市町村に対して本事業の担当課及び連絡先等の確認を行う。

第2節 市町村が行うこと

- ・災害時に備えて、自市町村内及びその周辺の必要な範囲の公衆浴場と協力体制の構築を行う。
※例) 公衆浴場と「災害時における入浴施設の提供に関する協定」を締結する。
- ・災害時に入浴支援を円滑に行うため、移動手段確保体制の整備や無料入浴証明書の発行手続きの方法をあらかじめ定めておく。

第3節 公衆浴場組合が行うこと

- ・毎年度、総会等において組合員に対し無料入浴サービスの概要について周知する。

第4節 公衆浴場が行うこと

- ・災害時に入浴支援を円滑に行うため、せっけん、シャンプー、消毒用薬剤等消耗品の備蓄に努める。

様式集

別記第1号様式

第 号
年 月 日

(関係市町村長) 様

熊本県知事

(災害の名称) による被災者のための入浴支援事業の実施について
(通知)

(災害の名称) が災害救助法に適用されたことを受け、災害による被災者のための入浴支援マニュアルの規定に基づき、入浴ができない被災者に提供する公衆浴場における無料入浴サービス事業を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 対象者

(災害の名称) により被災した者のうち、避難所や車中等で生活している者又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴できない者

2 実施期間

年 月 日から応急仮設住宅等の整備に伴い避難所が閉鎖される等、公衆浴場を入浴施設として利用する必要がなくなるまで

3 利用方法

対象者が、利用時に市町村等が発行する証明書等を提示するとともに、協力公衆浴場に設置された受付票に住所、氏名、年齢（学生の場合は学年も）等を記載し、無料入浴サービスの提供を受ける。

4 利用料金

本事業に係った経費は、県から協力公衆浴場事業者に対して支払う。
(対象者の負担は無し)

別記第2号様式

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

(〇〇市町村長)

(災害の名称) による被災者のための入浴支援事業の実施について
(報告)

年 月 日付け第 号にて通知のありましたこのことについて、
下記のとおり事業の実施を決定しましたので報告します。

記

1 実施期間

2 対象地域

3 協力要請の対象となる公衆浴場施設

名称	施設所在地	電話番号	要請状況
			<input type="checkbox"/> 要請済 <input type="checkbox"/> 要請予定 <input type="checkbox"/> 県に届出済
			<input type="checkbox"/> 要請済 <input type="checkbox"/> 要請予定 <input type="checkbox"/> 県に届出済
			<input type="checkbox"/> 要請済 <input type="checkbox"/> 要請予定 <input type="checkbox"/> 県に届出済
			<input type="checkbox"/> 要請済 <input type="checkbox"/> 要請予定 <input type="checkbox"/> 県に届出済

熊本県知事 様

営業者住所

営業者氏名

(法人の場合は代表者職氏名)

入浴支援届出書

(災害の名称) による被災者の入浴支援のため、下記のとおり無料入浴サービスを実施することを届け出ます。

記

1	公衆浴場名称	
2	公衆浴場所在地	
3	電話番号	
4	営業時間	
5	定休日	※定休日以外にメンテナンス等で休む日もご記入下さい。
6	実施期間	から (避難所が閉鎖される日) まで
7	平常時の入浴料金	※年齢等による区分がある場合は、その区分ごとに記載して下さい。

※1～6はホームページ等で公表する場合があります。

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

受付票（別記第4号様式）

年 月 日分

番号	住所	氏名	年齢	入浴料金区分			無料入浴サービスを利用する理由
				大人 ____円	中人 ____円	小人 ____円	
1							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
2							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
3							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
4							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
5							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
6							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
7							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
8							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
9							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
10							<input type="checkbox"/> 避難所に避難しているため <input type="checkbox"/> 風呂が使えないため
			小計	人	人	人	

※受付票は日ごとに作成し、入浴料金区分は各公衆浴場の設定に合わせて変更してください。

(表)

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

無料入浴証明書

【〇/〇()~〇/〇()まで】

No. _____

氏名 _____ 男・女 年齢 歳

住所 _____

避難所名 _____

(裏)

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

- このカードは、他の者に譲渡または授与できません。
- 仮設住宅入居等により自宅等での入浴が可能となった場合はこのカードを返却してください。

【連絡先】

〇〇市役所 〇〇市〇〇××-××
電話：△△△-△△△-△△△△

日計表（別記第6号様式）

施設名：

入浴日	大人 12歳以上	中人 (6歳～11歳)	小人 (5歳以下)	計
○月 1 日				
2 日				
3 日				
4 日				
5 日				
6 日				
7 日				
8 日				
9 日				
10 日				
11 日				
12 日				
13 日				
14 日				
15 日				
16 日				
17 日				
18 日				
19 日				
20 日				
21 日				
22 日				
23 日				
24 日				
25 日				
26 日				
27 日				
28 日				
29 日				
30 日				
31 日				
人数計				
単価（円）				
金額				

※区分は各公衆浴場の設定に合わせて変更してください。

別記第7号様式

年 月 日

熊本県知事 様

公衆浴場名

営業者住所

営業者氏名

(法人の場合は代表者職氏名)

請 求 書

災害による被災者のための入浴支援マニュアルの規定に基づき、公衆浴場の無料入浴サービスに要した費用を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 請求内容の内訳 (期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日分)

区 分*	人 数(人)	入浴料 (円)	金 額 (円)
大人 (12歳以上)			
中人 (6歳以上~12歳未満)			
小人 (6歳未満)			

※区分は各公衆浴場の設定に合わせて変更してください。

3 入浴者一覧

別添のとおり

4 振込先口座等

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本 店 支店・支所 出張所
口座種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

種類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※請求者以外の口座に振込みを希望する場合は委任状を提出すること。
別記第8号様式

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

(〇〇市町村長)

(災害の名称) による被災者のための入浴支援事業の終了について
(通知)
ことについて、下記のとおり事業の終了日を決定しましたので通知します。

記

- 1 事業終了日
- 2 事業終了の理由
- 3 事業の終了日までに協力を依頼する公衆浴場

番号	名称	施設所在地

別記第9号様式

第 号
年 月 日

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 様
(協力公衆浴場営業者 様)

熊本県知事

(災害の名称)の被災者のための無料入浴サービス事業の一部変更
について(通知)

(災害の名称)の被災者への無料入浴サービスの提供についてご協力いただき誠にありがとうございます。

本事業は、災害救助法に規定する避難所における入浴施設の補助という形で実施しておりますところ、被災市町村である から、 年 月 日をもって入浴支援事業を終了する旨の連絡がありました。

つきましては、下記のとおり、対象者の範囲を変更することとしましたので、お知らせします。

なお、本サービスの提供方法に変更はありませんので、今後も利用対象者の確認を徹底いただきますとともに、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 変更後の対象者

2 変更年月日